

議事日程第1号

平成17年5月10日(火)

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案上程(議案第32号から第37号まで)

提案理由の説明(市長)、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第4 議案上程(議案第38号から第40号まで)

提案理由の説明(市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第5 議案上程(議案第41号から第45号まで)

提案理由の説明(市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第6 議案上程(議案第46号から第48号まで)

提案理由の説明(市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第7 男鹿市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

第8 特別委員会の設置

本日の会議に付した事件

第9 議案上程(議案第49号)

提案理由の説明(市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決

出席議員(37人)

1番	佐藤	巳次郎	2番	高野	寛志	3番	夏井	清勝
4番	大渕	與吉	5番	三浦	利通	6番	吉田	清孝
7番	佐藤	寿男	8番	木元	利明	9番	中田	敏彦
10番	中田	俊雄	11番	戸部	幸晴	12番	船木	重秋
13番	三浦	一郎	14番	畠山	富勝	15番	吉田	孝一郎
16番	古仲	清紀	17番	船橋	金弘	18番	大森	勝美
19番	小松	穂積	20番	安田	健次郎	21番	佐藤	美子
22番	笹川	圭光	23番	船木	茂	24番	越後	貞勝
25番	三浦	悦朗	26番	船木	正博	27番	柳楽	芳雄

28番	佐藤 善市郎	29番	鎌田 清太郎	30番	竹村 健一
31番	相澤 哲夫	32番	佐藤 俊一	33番	加藤 春吉
34番	中田 謙三	35番	高桑 國三	36番	吉田 清美
37番	杉本 博治				

欠席議員（なし）

議会事務局職員出席者

事務局長	菅原 政義
次長	加藤 謙一
局長補佐	小玉 一克
主査	畠山 隆之
主査	湊 智志

説明のため出席した者

市長	佐藤 一誠	教育長	高橋 金一
総務部長	板橋 繼喜	市民福祉部長	加藤 金一
産業建設部長	山口 淨児	若美総合支所長	畠山 信英
病院事務局長	船木 宏	教育次長	宇佐美 金治
企業局長	西方 文太郎	農業振興局長	三浦 光博
企画政策課長	高桑 直廣	総務課長	三浦 正勝
財政課長	武田 英昭	福祉事務所長	今泉 金正
農林水産課長	清水 博己	地域振興課長	加藤 透
病院総務課長	夏井 八洲夫	会計課長	佐藤 隆二
選管事務局長	佐藤 龍雄	監査事務局長	小坂 幸明
農委事務局長	佐藤 康利		

午後 3時17分 開 会

○議長（杉本博治君） これより、平成17年5月臨時会を開会いたします。

当局から、資料の送付がありますので、ご配付いたしております。

ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事は議事日程第1号をもって進めます。

日程第1 会期の決定

○議長（杉本博治君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（杉本博治君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

3番夏井清勝君、4番大渕與吉君を指名いたします。

日程第3 議案第32号から第37号までを一括上程

○議長（杉本博治君） 日程第3、議案第32号から第37号までを一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第32号 平成16年度男鹿市一般会計暫定補正予算（第1号）の専決処分について

議案第33号 平成16年度男鹿市下水道事業特別会計暫定補正予算（第1号）の専決処分について

議案第34号 平成16年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計暫定補正予算（第1号）の専決処分について

- 議案第35号 男鹿市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議案第36号 男鹿市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議案第37号 男鹿市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例について

○議長（杉本博治君） 提案理由の説明を求めます。佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） 本日、平成17年5月臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございました。

本臨時会でご審議いただきます議案件は、平成16年度男鹿市一般会計暫定補正予算の専決処分など17件であります。その提出議案の説明に先立ちまして、一言ございさつを申し上げます。

まずもって、新市男鹿市の誕生にあたり、ご理解とご協力を賜りました議員各位や市民の皆様に改めて感謝とお礼を申し上げます。私は、その新生男鹿市の市長選挙におきまして、皆様から温かいご支援をいただき、初代市長の大役を担うこととなりましたが、その重責に身の引き締まる思いをしているところであります。私に寄せられました信頼と期待に応えるため、市民生活優先の新市の基盤づくりと、両地域の速やかな一体化の確立に全力で取り組むとともに、行財政基盤の強化を図り、新市建設設計画の諸施策事業を着実に推進してまいります。新生男鹿市の特徴を活かしながら、融和のとれたまちづくりを進め、本市発展のため、鋭意努めてまいりますので、今後とも皆様のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、当面の市政にかかる諸般のご報告を申し上げます。

まず、地域提案型雇用創造促進事業の推進についてであります。長引く景気低迷の中、国では雇用の安定や雇用機会の創出を図るため、これまで緊急雇用創出特別基金事業などを実施し、その対策に努めてきたところであります。しかしながら、雇用失業情勢は全国的には改善しているものの、地域差が見られることから、地域の雇用創造をより効果的に行うため、これまでの一律の支援に加え、新たに雇用創造に自発的

に取り組む市町村に対し支援する地域提案型雇用創造促進事業を、平成17年度に創設いたしました。本市においても、未だ雇用関係は厳しい状況にあり、雇用の創出は地域の活性化や若者定住のため急務であることから、去る2月28日、早速この事業に応募し、4月13日に県内では唯一事業採択の内示を得たところであります。提案した事業の内容は県内有数の観光地として新市の観光客約260万人をターゲットとし、豊富な地域資源を活用した観光サービスや地場産品などを加工技術などにより附加価値を付け、特産品としての開発販売促進、地元の食材の提供や新しい観光志向に対応した農林漁業の生活文化の体験など、地域産業を観光産業化し、地域の特徴にこだわった重点分野での新規事業を推進し、雇用の創出を図るものであります。市といたしましては、今後、事業内容を盛り込んだ地域再生計画を策定し、5月中旬、国に提出するとともに、市及び商工会、地域の経済団体等で構成する協議会を立ち上げ、6月中旬頃の認定を待って、事業の推進を図る考えであります。

次に、旧男鹿簡易保険保養センターの利活用についてであります。このことにつきまして、日本郵政公社と譲渡交渉をしておりました社会福祉法人から、譲渡価格において相当の隔たりがあることや、施設改造費に多額の費用を要することなどにより、当該法人では対応できないものと判断し、去る4月11日開催の理事会で同施設の取得を断念することを決定し、同日、その旨を日本郵政公社に通知したとの報告を4月19日受けたところであります。本市といたしましては、同施設の利活用がさらに遅れることは、観光や雇用などにおいてマイナス面が大きいことから、去る4月21日、日本郵政公社を訪問し、昨年3月閉鎖以来、相当な期間が経過しているため、今後速やかに公募などを行い、同施設が一日でも早く開業できるよう特段のご配慮をお願いしてきたところであります。

以上で諸般の報告を終わり次に提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第32号から議案第34号までの専決処分についてであります。本3件は、平成17年3月22日の男鹿市設置に伴う平成16年度各会計暫定予算の専決処分後、市債の確定等に伴い、各会計補正予算の専決処分を行ったもので、その承認を求めるものであります。

議案第32号平成16年度男鹿市一般会計暫定補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ1億499万8千円を追加し、補正後の予算総額を40億3千549万8千円

とするものであります。

議案第33号平成16年度男鹿市下水道事業特別会計暫定補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ2千万円を追加し、補正後の予算総額を8億1千231万9千円とするものであります。

議案第34号平成16年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計暫定補正予算（第1号）は、市債が確定したことに伴う予算措置について、専決処分を行ったものであります。

次に、議案第35号男鹿市市税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。本議案は市民税については、65歳以上の者に適用される非課税限度額の廃止など、固定資産税については、被災住宅用地に対する特例措置等を内容とする地方税法等の一部を改正する法律等が平成17年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったものであります。

次に、議案第36号男鹿市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。本議案は、取得価格用件の引き上げ及び適応期限の延長を内容とする過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除、または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める政令の一部を改正する政令が平成17年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったものであります。

次に、議案第37号男鹿市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例についてであります。本議案は、合併後の男鹿市長選挙の結果、男鹿市長が就任したことにより男鹿市長職務執行者に関する本条例を廃止するものであります。

以上、議案第32号から議案第37号までの提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご承認、ご可決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

訂正をお願いいたします。

先ほど、政令と申し上げましたが、省令でございますので、お詫びして訂正申し上げます。失礼いたしました。

○議長（杉本博治君） 次に、議案の説明を求めます。

まず、議案第32号及び35号から37号までについて、板橋総務企画部長の説明を求めます。板橋総務企画部長

【総務部長 板橋継喜君 登壇】

○総務部長（板橋継喜君） 私から、議案第32号及び議案第35号から37号までの補足説明を申し上げます。

まず、議案第32号平成16年度男鹿市一般会計暫定補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、一般会計暫定補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、条文の第1条は歳入歳出暫定予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億499万8千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ40億3千549万8千円とするものであります。暫定予算の補正の当該区分ごとの金額等につきましては第1表で、第2条の繰越明許費の補正是第2表で、第3条の市債の補正是第3表によってそれぞれご説明を申し上げます。

恐れ入ります。3ページをお願いいたします。

第1表は、歳入歳出暫定予算補正であります。補正額とその概要について申し上げます。

9款、まず歳入であります。9款、分担金及び負担金、1項分担金は419万4千円の減額で、農地農業用施設災害復旧費分担金であります。11款国庫支出金は4千72万6千円の追加であります。一項国庫負担金は3千492万6千円の追加で、国民健康保険基盤安定負担金であります。2項国庫補助金は580万円の追加で、市町村道除雪事業費補助金であります。12款県支出金は5千176万6千円の追加であります。1項県負担金は5千238万8千円の追加で、国民健康保険基盤安定負担金であります。2項県補助金は62万2千円の減額であります。17款市債は、1千670万円の追加であります。市債補正是第3表でご説明いたします。以上の結果、歳入合計は1億499万8千円を追加いたしたものであります。

次のページをお願いいたします。次に歳出であります。2款総務費1項総務管理費は7千676万1千円の追加で、財政調整基金への積立金などであります。3款民生費及び6款農林水産業費は市債確定に伴う財源補正であります。8款土木費は2千913万5千円の追加であります。2項道路橋梁費は市町村道除雪事業費国庫補助金確定に伴う財源補正であります。4項都市計画費は2千808万9千円の追加で、総合体育館建設工事費であります。5項住宅費は104万6千円の追加であります。11款災害復旧費は89万8千円の減額であります。1項農林水産業施設災害復旧

費は89万8千円の減額、2項公共土木施設災害復旧費は市債確定に伴う財源補正であります。以上の結果、歳出合計は歳入同様1億499万8千円を追加いたしたものであります。

次、第2表は繰越明許費の追加であります、7款商工費1項商工費、事業名は寒風山山焼き事業で、金額は72万2千円であります。

次のページ、6ページをお願いいたします。

第3表は市債の補正で3月22日後の限度額、市債の限度額確定に伴うもので、起債の目的は介護老人保健施設建設事業費貸付金1億9千900万円から、一番最後、下の欄ですが、臨時財政対策債2億6千880万円まで、合計暫定予算、合計として19億6千300万円を措置いたしております。これに3月21日までの市債借り入れ分、4億5千300万円を加えた本年度全体の市債合計は24億1千600万円となるものであります。以上をもちまして、議案第32号の説明を終わらせていただきましたが、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、議案第35号男鹿市市税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成17年4月1日から施行されることに伴い、市税条例もこれに併せて一部改正の専決処分を行ったものであります。主な改正点でありますが、市民税につきましては65歳以上の者に適応される非課税限度額の廃止、特定口座で管理されていた株式の無価値化による、みなし譲渡損の特例、特定株式に関する課税の特例の期限延長等、固定資産税につきましては、被災住宅用地に対する特例措置等であります。

恐れ入りますが、お手元にご配布してあります議案第35号、資料、市税条例の一部を改正する条例、新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。新旧対照表の1ページでございます。1ページの第24条は個人市民税の非課税の範囲を規定したもので、第1項第2号中、年齢65歳以上の者を削除するもので、これにより年齢65歳以上の者で、前年の合計所得が125万以下の者に対する個人住民税の非課税措置を廃止するものであります。ただし、この改正は平成18年度から段階的に廃止されるもので、平成17年1月1において、65歳に達していた者の税額を平成18年度分は3分の2を減額、平成19年度分は3分の1を減額し、平成20年度分からは完全実

施するというものであります。

次に、第36条の2は、給与支払報告書の提出対象者の範囲の拡大についての地方税法の改正に伴う条文の整理であります。なお、この改正規定は平成18年1月1日から施行されるものであります。

次に、2ページをお願いします。2ページの第63条の3第2項並びに74条の2第1項及び3ページですが、3ページの第2項の改正は被災住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例で、震災が発生した際に被災により住宅用地として使用することができない場合であっても、2年間住宅用地として適用していたものを避難指示期間が翌年度以降に及んだ場合、避難指示解除後3年まで適応可能とするものであります。

次に、3ページの附則第8条でございます。第8条は法に規定する家畜市場、中央卸売市場等において、肉用牛の売却による事業所得にかかる市民税の課税の特例で、適用期間を平成18年度から21年度まで3年延長するものであります。

次に、4ページをお願いいたします。4ページの附則第10条の3は、阪神淡路大震災にかかる固定資産税の特例を受けようとする者がすべき申告等に関する事項で、第1項は地方税法の改正に伴う条文の整理で、第2項は阪神淡路大震災により滅失し、または損壊した家屋に代わるものとして取得され、または改築された家屋にかかる固定資産税の減額措置の特例適用期間を平成20年度までとするものであります。

次に、4ページから5ページにかけての附則第15条及び第15条の2は特別土地保有税に関する規定であり、平成15年度改正により課税停止しているところであります、既に課税した土地が、非課税土地として利用される予定があれば徴収有余することができる制度となっているもので、地方税法の改正により、徴収有余期間の制限や非課税土地等の条文を現状に対応すべく見直しをするなどの措置を講じたことから、関連する条文を整理したものです。

次に、5ページの附則第16条の4は、土地の譲渡等にかかる市民税の課税の特例であり、同条第1項第2号の改正は条文の整理であります。

次に5ページから、6ページの附則第19条であります。この19条は、地方税法の一部改正により、上場株式の譲渡所得等の課税の特例が廃止されたことに伴い、附則第19条第2項を削除し、同条第1項及び第3項から、第5項までの条文の整理を

行ったものであります。

次に、7ページをお願いいたします。7ページの附則第19条の2は、特定監理株式が価値を失った場合の株式にかかる譲渡所得等の課税の特例であり、地方税法の改正に伴う新設であります。第1項は、特定口座で管理されていた株式について、発行会社の精算結了等による無価値化損失が生じた場合には、株式の譲渡損失とみなすというもので、第2項は特定管理株式の譲渡は他の所得と区分するというものであります。第3項は、この課税の特例を受けようとする場合、申告書への記載が必要であるとするものであります。

また、7ページの第19条の3、及び次のページ、8ページの19条の4、それから第19条の5は、第19条の2の新設等に伴う条文の移動、整理であります。なお、附則第19条、附則第19条の2から第19条の5までの改正規定は平成18年1月1日から施行されるものであります。8ページの附則第20号は特定中小会社が発行した株式にかかる譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例で9ページ、ごらんいただきたいと思います。及び10ページでございますが、この旧条例第20条第8項について旧条例附則第19条第2項の条文が削除されたことによりまして、これを削除し第9項を第8項に移行するとともに、第20条第2項第4項はこれらを含めた条文の整理であります。

また、9ページ第20条第7項でございますが、これにつきましては譲渡の日において3年を越えて保有していた特定株式を上場後3年以内、または上場前のM&A等により譲渡したときは、その譲渡益を2分の1に軽減するという特例の期限を平成19年3月31日までに取得した株式について適応するもので、2年延長するというものであります。なお、これら第20条の改正規定は、第7項の平成17年3月31日を平成19年3月31日に改める部分を除きまして、平成18年1月1日から施行されるものであります。

以上で、議案第35号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第36号男鹿市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。恐れ入りますが、議案書の14ページをごらんいただきたいと存じます。

14ページでございます。本議案は、過疎地域促進特別措置法第31条の地方税の

課税免除、または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が、平成17年4月1日から施行されることに伴い専決処分を行ったものであります。この改正の内容は第2条の新設、または増設にかかる製造の事業及び旅館営業、ソフトウェア業の設備の取得価格が2千500万円を超えるものについて、課税免除をしていたものを200万円引き上げまして2千700万円とすること。及びその取得に対する課税免除の適応期限を2年延長し、平成19年3月31日までとする条例の改正をいたしたものであります。

以上で、議案第36号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第37号男鹿市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例についてであります。

本議案は、去る3月22日の合併に伴いまして、地方自治法施行令第1条の2の規定に基づき定めた市長職務執行者について、合併後の男鹿市長選挙の結果、市長が決定、就任したことから市長職務執行者に関する本条例を廃止するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきますが、ご承認、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉本博治君） 次に、議案第33号及び第34号について山口産業建設部長の説明を求めます。山口産業建設部長

【産業建設部長 山口淨児君 登壇】

○産業建設部長（山口淨児君） 私からは、議案第33号と34号について補足説明をさせていただきます。

まず、議案第33号平成16年度下水道事業特別会計暫定補正予算（第1号）の専決処分についてであります。

恐れ入りますが、予算書の1ページをお願いいたします。

このたびの専決処分は、去る3月22日の暫定予算の専決処分後において、市債等が確定したことに伴い予算措置をしたものであります。条文の第1条第1項は歳入歳出予算の補正で、暫定予算の総額に歳入歳出2千万円を追加し、暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1千231万9千円といったものであります。第2項の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の暫定予算の金額については、第1表により、第2条の市債については、第2表により説明させていただきます。

3 ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出暫定予算補正の歳入であります。4款市債4項市債、これは公共下水道建設事業債で、補正額は2千万円の追加であります。以上の結果、歳入合計を8億1千231万9千円といったものであります。

次のページをお願いいたします。歳出であります。2款建設費1項公共下水道建設費、これは公共下水道管きょ築造工事費で、補正額は2千万円の追加であります。以上の結果、歳出合計は歳入同様8億1千231万9千円といったものであります。

次のページをお願いいたします。第2表、市債補正の追加であります。起債の目的及び限度額であります。公共下水道建設事業が4億6千370万円、利息が1億3千370万円、元金が1千460万円、流域下水道建設事業が3千270万円、利息が1千510万円、元金が1千530万円でありまして、起債の方法は証書借り入れ、または証券発行、利率は5パーセント以内であります。償還の方法は記載のとおりであります。

次に、議案第34号平成16年度漁業集落排水事業特別会計暫定補正予算（第1号）についてであります。

恐れ入りますが、予算書の1ページをお願いいたします。

専決処分については、前号議案同様、去る3月22日の暫定予算の専決処分後において市債が確定したことに伴い予算措置をしたものであります。条文の第1条、市債の補正については第1表により説明させていただきます。3ページをお願いいたします。

第1表、市債補正の追加であります。起債の目的は漁業集落排水事業で限度額は2千850万円、起債の方法は証書借入または証券発行、利率は5パーセント以内、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で、説明を終わらせていただきますが、ご可決賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（杉本博治君） これより、質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本6件については、会議規則第37条第2項の規定により、委

員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、本6件については、委員会への負託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論は通告なきものと認め終結いたします。

これより、議案第32号から第37号までを一括して採決いたします。本6件は、原案のとおり承認及び可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、議案第32号から第37号までは原案のとおり承認及び可決されました。

日程第4 議案第38号から第40号までを一括上程

○議長（杉本博治君） 日程第4、議案第38号から第40号までを一括して議題いたします。職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第38号 助役の選任について

選任する者の住所、氏名及び生年月日

住 所 男鹿市野石字宮沢3番地

氏 名 佐藤文衛

生年月日 昭和23年4月2日

議案第39号 収入役の選任について

選任する者の住所、氏名及び生年月日

住 所 男鹿市船川港仁井山字滝沢87番地

氏 名 伊藤正孝

生年月日 昭和20年1月11日

議案第40号 監査委員の選任について

選任する者の住所、氏名及び生年月日

住 所 男鹿市男鹿中山町字下芋ノ沢74番地12

氏 名 加 藤 金 一

生年月日 昭和21年9月2日

○議長（杉本博治君） 提案理由の説明を求めます。佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） ただいま議題となりました議案第38号から議案第40号までの人事案件について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第38号助役の選任についてであります。本議案は佐藤文衛氏を助役に選任いたしたいというものです。

次に、議案第39号収入役の選任についてであります。本議案は伊藤正孝氏を収入役に選任いたしたいというものです。

次に、議案第40号監査委員の選任についてであります。本議案は加藤金一氏を監査委員に選任いたしたいというものです。

以上、議案第38号から議案第40号までの人事案件についてご説明申し上げましたが、その人選にあたりましては十分熟慮をいたしたものでありますので、議員各位におかれましては、何とぞご理解くださいまして、ご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（杉本博治君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、本3件については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論は、通告なきものと認め、終結いたします。

これより議案第38号助役の選任について採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長（杉本博治君）　ただいまの出席議員数は36人であります。

投票用紙の配布をいたします。

(投票用紙配布)

○議長（杉本博治君）　投票用紙の配布漏れありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（杉本博治君）　投票用紙の配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長（杉本博治君）　異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件を可とする諸君は賛成、否とする諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げますが、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

念のため再度申し上げます。可とする諸君は賛成、否とする諸君は反対の記載を願います。点呼を命じます。

(職員氏名点呼)

1番	佐藤巳次郎さん	2番	高野寛志さん	3番	夏井清勝さん
4番	大渕與吉さん	5番	三浦利通さん	6番	吉田清孝君さん
7番	佐藤寿男さん	8番	木元利明さん	9番	中田敏彦さん
10番	中田俊雄さん	11番	戸部幸晴さん	12番	船木重秋さん
13番	三浦一郎さん	14番	畠山富勝さん	15番	吉田孝一郎さん
16番	古仲清紀さん	17番	船橋金弘さん	18番	大森勝美さん
19番	小松穂積さん	20番	安田健次郎さん	21番	佐藤美子さん
22番	笹川圭光さん	23番	船木茂さん	24番	越後貞勝さん
25番	三浦悦朗さん	26番	船木正博さん	27番	柳樂芳雄さん

28番 佐藤善市郎さん	29番 鎌田清太郎さん	30番 竹村健一さん
31番 相澤哲夫さん	32番 佐藤俊一さん	33番 加藤春吉さん
34番 中田謙三さん	35番 高桑國三さん	36番 吉田清美さん

○議長（杉本博治君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

○議長（杉本博治君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に古仲清紀君、船木茂君、中田謙三君を指名いたします。

よって、以上の諸君の立ち会いを願います。

（開票）

○議長（杉本博治君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数36票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち賛成 29票

反対 7票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第38号助役の選任については、これに同意することに決しました。

次に、議案第39号収入役の選任について採決いたします。この採決は無記名投票によって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（杉本博治君） ただいまの出席議員数は36人であります。

投票用紙の配布をいたします。

（投票用紙配布）

○議長（杉本博治君） 投票用紙の配布漏れありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） 投票用紙の配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（杉本博治君） 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。

本件を可とする諸君は賛成、否とする諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

念のため再度申し上げます。可とする諸君は賛成、否とする諸君は反対の記載願います。点呼を命じます。

（職員氏名点呼）

1番 佐藤巳次郎さん	2番 高野寛志さん	3番 夏井清勝さん
4番 大渕與吉さん	5番 三浦利通さん	6番 吉田清孝君さん
7番 佐藤寿男さん	8番 木元利明さん	9番 中田敏彦さん
10番 中田俊雄さん	11番 戸部幸晴さん	12番 船木重秋さん
13番 三浦一郎さん	14番 富山富勝さん	15番 吉田孝一郎さん
16番 古仲清紀さん	17番 船橋金弘さん	18番 大森勝美さん
19番 小松穂積さん	20番 安田健次郎さん	21番 佐藤美子さん
22番 笹川圭光さん	23番 船木茂さん	24番 越後貞勝さん
25番 三浦悦朗さん	26番 船木正博さん	27番 柳楽芳雄さん
28番 佐藤善市郎さん	29番 鎌田清太郎さん	30番 竹村健一さん
31番 相澤哲夫さん	32番 佐藤俊一さん	33番 加藤春吉さん
34番 中田謙三さん	35番 高桑國三さん	36番 吉田清美さん

○議長（杉本博治君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（杉本博治君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に古仲清紀君、船木茂君、中田謙三君を指名いたします。

よって、以上の諸君の立ち会いを願います。

(開票)

○議長（杉本博治君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数36票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち賛成 28票

反対 8票

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、議案第39号収入役の選任については、これに同意することに決しました。

次に、議案第40号監査委員の選任について採決いたします。この採決は無記名投票によって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長（杉本博治君） ただいまの出席議員数は36人であります。

投票用紙の配布をいたします。

(投票用紙配布)

○議長（杉本博治君） 投票用紙の配布漏れありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（杉本博治君） 投票用紙の配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長（杉本博治君） 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。

本件を可とする諸君は賛成、否とする諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでな

い投票は会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

念のため再度申し上げます。可とする諸君は賛成、否とする諸君は反対の記載願います。点呼を命じます。

(職員氏名点呼)

1番	佐藤巳次郎さん	2番	高野寛志さん	3番	夏井清勝さん
4番	大渕與吉さん	5番	三浦利通さん	6番	吉田清孝君さん
7番	佐藤寿男さん	8番	木元利明さん	9番	中田敏彦さん
10番	中田俊雄さん	11番	戸部幸晴さん	12番	船木重秋さん
13番	三浦一郎さん	14番	畠山富勝さん	15番	吉田孝一郎さん
16番	古仲清紀さん	17番	船橋金弘さん	18番	大森勝美さん
19番	小松穂積さん	20番	安田健次郎さん	21番	佐藤美子さん
22番	笹川圭光さん	23番	船木茂さん	24番	越後貞勝さん
25番	三浦悦朗さん	26番	船木正博さん	27番	柳楽芳雄さん
28番	佐藤善市郎さん	29番	鎌田清太郎さん	30番	竹村健一さん
31番	相澤哲夫さん	32番	佐藤俊一さん	33番	加藤春吉さん
34番	中田謙三さん	35番	高桑國三さん	36番	吉田清美さん

○議長（杉本博治君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

○議長（杉本博治君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に古仲清紀君、船木茂君、中田謙三君を指名いたします。

よって、以上の諸君の立ち会いを願います。

(開票)

○議長（杉本博治君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数36票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち賛成 22票

反対 14票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第40号監査委員の選任については、これに同意することに決しました。

日程第5 議案第41号から第45号までを一括上程

○議長（杉本博治君） 日程第5、議案第41号から第45号までを一括して議題いたします。職員に議案を朗読させます。

【議員朗読】

議案第41号 教育委員会委員の任命について

任命する者の住所、氏名及び生年月日

住 所 男鹿市船川港字船川37番地2

氏 名 目 黒 恵 子

生年月日 昭和27年5月2日

議案第42号 教育委員会委員の任命について

任命する者の住所、氏名及び生年月日

住 所 男鹿市払戸字小深見78番地

氏 名 小 松 一 夫

生年月日 昭和11年1月2日

議案第43号 教育委員会委員の任命について

任命する者の住所、氏名及び生年月日

住 所 男鹿市野石字宮沢34番地

氏 名 佐 藤 大 輔

生年月日 昭和32年1月15日

議案第44号 教育委員会委員の任命について

任命する者の住所、氏名及び生年月日

住 所 男鹿市北浦北浦字北浦241番地

氏 名 武 内 庸

生年月日 昭和10年7月18日

議案第45号 教育委員会委員の任命について

任命する者の住所、氏名及び生年月日

住 所 男鹿市船川港船川字元浜町234番地9

氏 名 高 橋 金 一

生年月日 昭和18年10月16日

○議長（杉本博治君） 提案理由の説明を求めます。佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） ただいま議題となりました議案第41号から議案第45号までの教育委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

本5件は、去る3月22日、新市発足に伴い任命されていた臨時の教育委員の任期が本日までとなっておりますので、新たに任命いたしたいというものであります。教育委員の任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条により1期4年となっておりますが、市町村の設置後、最初に任命される教育委員の任期につきましては、同法施行令第20条において委員の解任により急激に教育委員会の行政方針が変わることを避けるため、その定数が5人の場合にあっては4年が2人、3年、2年、1年がそれぞれ1人ずつとなっており、市町村長がその任期等を定めることになっております。

今回提案いたします五氏につきましては、これまで本市教育行政の進展にご尽力されておりますので、引き続き任命いたしたく提案するものであります。

まず、議案第41号、目黒恵子氏を任命いたしたいというもので、同氏につきましては、今後2年在職することで通算2期8年となることから任期を2年とするものであります。

議案第42号は、小松一夫氏を任命いたしたいというもので、同氏につきましては今後1年在職することで、通算2期8年となることから、任期を1年とするものであります。

議案第43号は、佐藤大輔氏を任命いたしたいというもので、同氏につきましては、任期を1期4年とするものであります。

議案第44号は、武内庸氏を任命いたしたいというもので、同氏につきましては、今後3年在職することで通算1期4年となることから、任期を3年とするものであります。

議案第45号は、高橋金一氏を任命いたしたいというもので、同氏につきましては、任期を1期4年とするものであります。

以上、議案第41号から議案第45号までの提案理由のご説明を申し上げましたが、皆様からのご賛同を賜りますようよろしくお願ひを申し上げます。

以上でございます。

○議長（杉本博治君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本5件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、本5件については委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論は通告なきものと認め終結いたします。

これより、議案第41号教育委員会委員の任命について採決いたします。目黒恵子氏の教育委員会委員の任命については、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、本件については同意することに決しました。

次に、議案第42号教育委員会委員の任命について、採決いたします。小松一夫氏の教育委員会委員の任命については、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、本件については同意することに決しました。

次に、議案第43号教育委員会委員の任命について、採決いたします。佐藤大輔氏の教育委員会委員の任命については、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、本件については同意することに決しました。

次に、議案第44号教育委員会委員の任命について、採決いたします。武内庸氏の教育委員会委員の任命については、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、本件については同意することに決しました。

次に、議案第45号教育委員会委員の任命について、採決いたします。高橋金一氏の教育委員会委員の任命については、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議あり」と言う者あり)

○議長（杉本博治君） ご異議ありますので、起立によって採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を願います。

【起 立】

○議長（杉本博治君） 起立多数でございます。よって、議案第45号教育委員会委員の任命について、同意することに決しました。

日程第6 議案第46号から第48号までを一括上程

○議長（杉本博治君） 日程第6、議案第46号から第48号までを一括して議題いたします。職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第46号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
選任する者の住所、氏名及び生年月日

住 所 男鹿市北浦湯本字草木原 9 4 番地 5
氏 名 湊 輝 雄
生年月日 昭和 11 年 3 月 1 日

議案第 4 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
選任する者の住所、氏名及び生年月日

住 所 男鹿市船越字狐森 1 0 0 番地 1 8
氏 名 八 幡 春 三
生年月日 昭和 12 年 6 月 8 日

議案第 4 8 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
選任する者の住所、氏名及び生年月日

住 所 男鹿市払戸字渡部 2 7 番地 4
氏 名 渡 部 景 信
生年月日 昭和 7 年 4 月 3 日

○議長（杉本博治君） 提案理由の説明を求めます。佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） ただいま議題となりました議案第 4 6 号から議案第 4 8 号までの固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

本 3 件は固定資産評価審査委員会委員に湊輝雄氏、八幡春三氏、渡部景信氏をそれぞれ選任いたしたいというものです。皆様からのご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

会議時間の延長

○議長（杉本博治君） 議事の都合により会議時間を午後 6 時まで延長いたします。

○議長（杉本博治君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（杉本博治君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3件については会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、本3件については委員会への付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。討論は通告なきものと認め終結いたします。

これより議案第46号固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。湊輝雄氏の固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、本件については同意することに決しました。

次に、議案第47号固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。八幡春三氏の固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、同意することに決しました。

次に、議案第48号固定資産評価審査委員会委員の選任について、採決いたします。渡部景信氏の固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、本件については同意することに決しました。

男鹿市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（杉本博治君） 日程第7、男鹿市選挙管理委員会委員及び補充委員の選挙を行

います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

男鹿市選挙管理委員会委員に佐々木洋悦氏、飯沢信夫氏、板橋幸子氏、鈴木善一郎氏を指名いたしたいと思います。また、補充員には、三浦正美氏、杉本和夫氏、江畠重雄氏、西村惠子氏、以上の順序にて指名いたしたいと思います。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました諸君を男鹿市選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました佐々木洋悦氏、飯沢信夫氏、板橋幸子氏、鈴木善一郎氏が男鹿市選挙管理委員会委員に当選されました。また、三浦正美氏、杉本和夫氏、江畠重雄氏、西村惠子氏の順で補充員に当選されました。

日程第8 特別委員会の設置

○議長（杉本博治君） 日程第8、特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議会だより編集等に関する件を特定事件とし、委員会条例第6条の規定に基づき8人の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、議会だより編集等に関する件

は8人の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。お諮りいたします。ただいま設置されました議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条、第1項の規定に基づき、議長より指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、委員の指名を行います。議会広報特別委員会委員として佐藤巳治郎君、木元利明君、船木重秋君、三浦一郎君、畠山富勝君、大森勝美君、笹川圭光君、鎌田清太郎君。

ただいま指名いたしましたとおり選任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名の諸君は議会広報特別委員会委員に選任されました。委員会条例第10条第1項の規定により、ただいま設置されました議会広報特別委員会委員を議事堂に招集いたします。

以上、告知いたします。委員会開催のため暫時休憩いたします。

午後 4時44分 休 憇

午後 5時02分 再 開

○議長（杉本博治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に設置されました議会広報特別委員会の正副委員長について、互選の結果、次の諸君が決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

議会広報特別委員会委員長に大森勝美君、同じく副委員長に船木重秋君、以上のとおりであります。

次にお諮りいたします。ただいま市長から、議案第49号が提出されました。

この際、これを日程に追加して議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

日程第9 第49号を上程

○議長（杉本博治君） 日程第9、議案第49号を議題といたします。職員に議案を朗

読させます。

【職員朗読】

議案第49号 監査委員の選任について

選任する者の住所、氏名及び生年月日

住 所 男鹿市北浦真山字白根坂台131番地

氏 名 畠 山 富 勝

生年月日 昭和24年12月15日

○議長（杉本博治君） 提案理由の説明を求めます。佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） ただいま議題となりました議案第49号監査委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。本議案は市議会議員のうちから選任する監査委員に畠山富勝氏を選任いたしたいというものです。皆様からのご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（杉本博治君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論は通告なきものと認め終結いたします。

これより議案第49号監査委員の選任について採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を願います。

（議場閉鎖）

○議長（杉本博治君）　ただいまの出席議員数は35人であります。

投票用紙の配布をいたします。

（投票用紙配布）

○議長（杉本博治君）　投票用紙の配布漏れありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君）　投票用紙の配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（杉本博治君）　異常なしと認めます。

念のために申し上げます。

本件を可とする諸君は賛成、否とする諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。

（職員氏名点呼）

1番 佐藤巳次郎さん	2番 高野寛志さん	3番 夏井清勝さん
4番 大渕與吉さん	5番 三浦利通さん	6番 吉田清孝君さん
7番 佐藤寿男さん	8番 木元利明さん	9番 中田敏彦さん
10番 中田俊雄さん	11番 戸部幸晴さん	12番 船木重秋さん
13番 三浦一郎さん	15番 吉田孝一郎さん	16番 古仲清紀さん
17番 船橋金弘さん	18番 大森勝美さん	19番 小松穂積さん
20番 安田健次郎さん	21番 佐藤美子さん	22番 笹川圭光さん
23番 船木茂さん	24番 越後貞勝さん	25番 三浦悦朗さん
26番 船木正博さん	27番 柳樂芳雄さん	28番 佐藤善市郎さん
29番 鎌田清太郎さん	30番 竹村健一さん	31番 相澤哲夫さん
32番 佐藤俊一さん	33番 加藤春吉さん	34番 中田謙三さん
35番 高桑國三さん	36番 吉田清美さん	

○議長（杉本博治君）　投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（杉本博治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

○議長（杉本博治君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に古仲清紀君、船木茂君、中田謙三君を指名いたします。

よって、以上の諸君の立ち会いを願います。

(開票)

○議長（杉本博治君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数35票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち賛成 18票

反対 17票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第49号監査委員の選任については、これに同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

午後 5時14分 休 憩

午後 5時15分 再 開

○議長（杉本博治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど助役、収入役、監査員、教育委員に同意しました佐藤文衛君、伊藤正孝君、加藤金一君、高橋金一君よりあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許します。

最初に、佐藤文衛君のごあいさつをお願いします。

【佐藤文衛君 登壇】（拍手）

○（佐藤文衛君） 先ほどは、議会の皆様方から可決をいただきまして、心から感謝を申し上げます。

非常に今新市での行政運営にかかわるということに関しまして、非常に明るい思いと、それから不安な気持ちでいっぱいあります。このあとは、誠に微力ではありますけども、市長の公約の実現、そして新市建設計画の実現、そのためには議会の皆さん之力と知恵とご提言が必要であります。皆さんのご意見を拝聴しながら、新市が大きく発展するために誠に微力ではありますが、これから一生懸命全力を傾注したい覚悟でありますので、今後ともひとつよろしくお願ひします。本日はありがとうございました。(拍手)

○議長（杉本博治君） 次に、伊藤正孝君のごあいさつをお願いします。

【伊藤正孝君 登壇】（拍手）

○（伊藤正孝君） 先ほどは収入役の選任につきまして、議会の皆様からのご高配をいただきながらご同意を賜り、本当にありがとうございました。今、責任の重さを痛感いたしておるところでございますが、皆様方からのご指導、ご鞭撻を賜りながら誠心誠意職務を全うしてまいりたいと存じておりますので、どうかよろしくお願ひを申し上げまして、お礼の言葉にかえさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。(拍手)

○議長（杉本博治君） 次に、加藤金一君のごあいさつをお願いします。

【加藤金一君 登壇】（拍手）

○（加藤金一君） 先ほどは監査委員の選任についてご同意を賜り、厚くお礼を申し上げます。新市がスタートし、計画的な事業の推進や適正な財務処理など厳しい時期ではございますが、公正な監査の執行に一生懸命努めてまいりますので、今後とも皆様からよろしくご指導くださいますようお願ひ申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。(拍手)

○議長（杉本博治君） 次に、高橋金一君のごあいさつをお願いします。

【高橋金一君 登壇】（拍手）

○（高橋金一君） ただいまは教育委員の任命につきましてご同意をいただきまして、誠にありがとうございました。微力ではございますが、教育の振興に誠心誠意努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご指導のほどお願ひ申し上げます。本日はどうもありがとうございました。(拍手)

○議長（杉本博治君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。これで、5月臨時会

を閉会いたします。

午後 5 時 20 分 閉 会

会 議 錄 署 名 議 員

議 長 杉 本 博 治

議 員 夏 井 清 勝

議 員 大 津 與 吉

